

個人質疑発言通告一覧表

令和7年第1回市議会定例会（新年度関係）

順序	発言者		答弁を求める者	
	氏名	会派名	市長	関係局長
1	こじま 洋子	公明党		

発言の要旨

<p>1 プレコンセプションケアの推進について</p> <p>(1)プレコンセプションケアについての本市の認識及びこれまでの取組</p> <p>(2)プレコン・チェックシート及びプレコンノートについて</p> <p>①概要</p> <p>②本市での活用状況</p> <p>③本市における周知を含む今後の活用方策</p> <p>(3)プレコンセプションケア検査費用の助成について</p> <p>①検査及び費用助成の目的並びに概要</p> <p>②実施している中核市</p> <p>③実施している中核市の助成内容</p> <p>④本市での同検査費用の助成についての考え方</p> <p>2 本市の福祉避難所等について</p> <p>(1)福祉子ども避難所について</p> <p>①設置に至った経緯</p> <p>②「福祉子ども避難所開設及び運営に関するマニュアル」における同避難所の概要</p> <p>③対象となる特別支援学校</p> <p>④今後の取組</p> <p>(2)福祉避難所について</p> <p>①目的及び概要</p> <p>②現在の設置数</p> <p>③福祉避難所として施設を選定する際の考え方</p> <p>④本市における福祉避難所の運用（開設手順）の内容</p> <p>⑤市民からの主な意見</p> <p>(3)令和3年に改定された国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおける改定の主なポイント</p> <p>(4)国の同ガイドラインを受けての取組（指定福祉避難所の指定及び早期開設並びに直接避難についての本市の見解含む）</p> <p>3 重度障がい者等に対する日常生活用具給付事業について</p> <p>(1)停電時に必要な人工呼吸器等に使用する発電機及びバッテリーの給付について</p> <p>①現在の対象者の要件</p> <p>②過去5年間の給付件数（令和元年度から5年度）</p> <p>③重度障がい者等から寄せられた主な声</p> <p>④7年度の拡充内容</p> <p>⑤給付拡充により期待される効果</p>
---

4 サークュラーエコノミー（循環経済）の取組について

(1) サークュラーエコノミーについて

- ① 国の動向
- ② 県内での取組状況

- (2) 廃棄物を出さないという観点からの本市の取組
- (3) さらにサーキュラーエコノミーを推進するための本市の取組
- (4) 今後のサーキュラーエコノミー推進・展開についての本市の考え

5 J R 平川駅周辺におけるトイレ環境の課題について

(1) J R 平川駅におけるトイレ撤去の経緯

(2) J R 平川駅を利用する市民等のトイレ利用の現状及び課題

(3) 平川まちづくり協議会等から提出された「J R 九州指宿枕崎線平川駅トイレ設置に関する陳情書」について

- ① 提出者
- ② 提出先
- ③ 陳情の内容
- ④ 陳情を踏まえた J R 九州への対応
- ⑤ 陳情者への対応

(4) その後の J R 平川駅におけるトイレ環境に係る要望内容（要望者含む）

(5) J R 平川駅を利用する市民等の利便性向上のために同駅敷地へのトイレ設置についての見解

6 ユニバーサルツーリズムの推進について

(1) 本市の「ユニバーサルツーリズム推進事業」について

- ① 第 4 期鹿児島市観光未来戦略における位置づけ
- ② 令和 4 年度から 6 年度の取組内容及び成果
- ③ 見えてきた課題

(2) 国土交通省の「6 年度日本版 M a a S 推進・支援事業」を活用した U n i v e r s a l M a a S の取組について

- ① 取組の背景及び目的
- ② 交通サービス
- ③ 交通以外のサービス
- ④ M a a S システムについて
  - ア. 一括サポート手配
  - イ. ユニバーサル地図／ナビ及び導入エリア（事業スキーム含む）

(3) 松山市で提供されている U n i v e r s a l M a a S 「ユニバーサル地図／ナビ」の取組について

- ① 取組の背景及び目的
- ② 取組内容

(4) U n i v e r s a l M a a S 「ユニバーサル地図／ナビ」の活用についての本市の見解

(5) 選ばれるまち鹿児島市として、訪れる人の感動と暮らす人の幸せをつくるユニバーサルツーリズムの推進についての市長の思い

順序	発 言 者		答弁を求める者	
	氏 名	会 派 名	市 長	関 係 局 長
2	永 谷 さ よ こ	立 憲 社 民		

発言の要旨

<p>1 人口減少社会への対応について</p> <p>(1)若い世代、子育て世代に選ばれるまちとは。市長の見解</p> <p>(2)人口減少対策についての市長の見解</p> <p>(3)魅力ある働き方・職場づくりについて</p> <p>①若者や女性にとって魅力ある働き方・職場づくりの推進に向けた産業局の取組</p> <p>②令和6年11月開催の「日本創生に向けた人口戦略フォーラム」での魅力ある働き方・職場づくりの4つの課題</p> <p>③国が掲げる4つの課題と若者や女性が鹿児島で働きたいと思える雇用の場の確保に係る市長の見解</p> <p>2 まごころ収集について</p> <p>(1)まごころ収集の現状について</p> <p>①令和5年度の実績と決算額とその内訳</p> <p>②対象者の要件</p> <p>③その他市長が特に必要と認めるものに該当者はいるか</p> <p>④安否確認についての考え方と対処方法</p> <p>⑤他部門とどのような連携をしているか</p> <p>(2)粗大ごみ家屋内収集について</p> <p>①内容</p> <p>②対象者の要件</p> <p>(3)まごころ収集について他部門と連携し、他都市等の調査を行う考えはないか</p> <p>(4)要件緩和についてどのように考えるか</p> <p>3 高額療養費制度について</p> <p>(1)高額療養費制度とは</p> <p>(2)現在の手続方法</p> <p>(3)令和5年度の本市の国民健康保険、後期高齢者医療それぞれの件数と金額</p> <p>(4)高額療養費制度の見直しについて</p> <p>①見直しの背景と内容</p> <p>②長瀬効果とは</p> <p>③年収600万円の者について、7年、8年、9年それぞれの自己負担限度額</p> <p>④市民の健康や生活への影響をどう考えるか、市長の見解</p>
--

## 4 マイナンバーカードを活用した救急業務について

- (1) マイナ救急とは
- (2) 令和7年度の本市のマイナ救急実証事業について
  - ① 実施救急隊数
  - ② 事業開始予定時期
- (3) マイナ救急に対応する具体的な救急隊等の活動内容
- (4) 本市の6年中の現場到着から現場出発までの平均時間
- (5) 救急車の現場到着から現場出発までの時間が通常より延伸するおそれがあるが、どのように考えるか
- (6) 隊員によるマイナンバーカードの紛失や返却忘れの防止策

## 5 急傾斜地の崩壊対策について

- (1) 土砂災害警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域との違い
- (2) 本市の土砂災害警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域の数
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業の概要
- (4) 防災工事着手までの流れ

## 6 (仮称) かごしま郡山風力発電事業について

- (1) 景観形成ガイドラインの調整手順について
  - ① 本市に関わる調整手順
  - ② 事業者から協議書類の写しの提出はあったか
  - ③ 景観上の予測について市長へどのような説明があったか
  - ④ 県から本市へ意見聴取があった際の回答までの期間
  - ⑤ 市長が説明会を要請することができる理由
  - ⑥ 市長は説明会を開催するよう要請するか
  - ⑦ 市長は意見を述べるに当たり、地域住民の声を広く聴取すべきと考えるが市長の見解
- (2) 景観形成ガイドラインの事業者が遵守すべき基準について
  - ① 地域固有の景観とは
  - ② 八重山は地域内外で一定の知名度があるか
  - ③ 八重山に地域住民が特別の愛着を持っていると言えるか
  - ④ 郡山の代表的な景観とは
- (3) 景観法における市町村の役割について
  - ① 景観法運用指針「Ⅳ 景観法の運用に当たっての基本的考え方」の内容
  - ② 景観法の基本理念第2条第3項の内容
  - ③ 地方公共団体の責務
  - ④ 市町村が中心的な役割を担うことについて市長の見解
  - ⑤ 地域住民の意向を踏まえることについて市長の見解
- (4) 市長は現地を視察する意思はあるか

順序	発 言 者		答弁を求める者	
	氏 名	会 派 名	市 長	関 係 局 長
3	まつおはるよ	立 憲 社 民		

発言の要旨

<p>1 児童相談所について</p> <p>(1) 児童相談所人材育成事業について</p> <p>① 県や他自治体の児童相談所に派遣された職員の総数と令和7年度に予定している人数</p> <p>② 児童福祉司スーパーバイザーについて</p> <p>ア. 具体的な役割と業務内容及び期待される効果</p> <p>イ. 資格取得の流れと資格取得予定の職員数</p> <p>ウ. 配置についての考え</p> <p>③ 児童相談所派遣経験者等を対象とした研修の内容と目的及び対象者数</p> <p>④ 児童相談所に必要な専門性を持つ職員の配置と人数の考え方</p> <p>(2) 連携する機関と連携の方法</p> <p>(3) 里親制度について</p> <p>① 制度の周知と里親支援に関する県の取組</p> <p>② 県における里親の数（区分ごとに直近5年）</p> <p>③ 県における代替養育を必要としている子どもの数（直近5年）</p> <p>④ 課題と対策</p> <p>⑤ 児童相談所の果たす役割と今後の方向性についての考え</p> <p>2 多胎妊産婦サポーター事業について</p> <p>(1) 事業のこれまでの利用人数と利用時間及びサポート内容</p> <p>(2) 事業の拡充内容と拡充に至った経緯</p> <p>(3) 今後の考え方</p> <p>3 主に女性のための取組について</p> <p>(1) 国際女性デーについて</p> <p>① 本市における取組</p> <p>② 周知広報</p> <p>③ 期待される効果</p> <p>(2) 女性のつながりサポート事業について</p> <p>① 令和7年1月末までの事業内容と実績</p> <p>② 利用者の意見と7年度に生かした点</p> <p>③ 事業の継続についての考え</p> <p>④ 生理用品の設置について</p> <p>ア. 7年1月の設置施設数と主な施設</p> <p>イ. 事業開始から7年1月までの累積数</p> <p>ウ. 設置の継続についての考え</p>
---

(3) DV被害・加害への対策について

①本市でのDV相談について

- ア. 被害相談件数（過去5年の推移）
- イ. 加害相談件数（過去5年の推移）
- ウ. 被害相談者と加害相談者それぞれへの具体的な対応

②配偶者暴力防止法について

- ア. 概要
- イ. 加害者への対応

③国の交付金を活用した加害者プログラムについて

- ア. DV被害者等支援の推進の内容
- イ. 加害者プログラムの交付金の対象となる要件
- ウ. 6年度の自治体の活用状況
- エ. 県の動向
- オ. 当局の見解
- カ. 本市で取り組む場合の課題
- キ. 今後の対応

4 認知症支援について

(1) チームオレンジ設置運営支援事業について

- ①設置状況（設置圏域と未設置圏域の場所と数）
- ②令和7年度の設置目標
- ③未設置の理由と課題及び対策
- ④チームに対する支援内容と広報
- ⑤市として推奨している市民奉仕活動賠償傷害保険について
  - ア. 主な補償内容
  - イ. 加入の案内方法
  - ウ. 6年度の加入団体数
  - エ. 保険適用される奉仕活動及び適用範囲並びに補償の対象とならない主な事故
  - オ. 加入団体への説明

(2) 認知症オレンジシティ推進事業について

- ①認知症オレンジシティとは何か
- ②内容と目的
- ③企業との連携による見守り活動について
  - ア. 想定する企業
  - イ. 従業員等の養成講座受講やサポーター登録などの負担についての考え
  - ウ. 従業員等の活動について企業側との認識を合わせる必要があるが、見解

5 平和への取組について

(1) ヒロシマ平和学習派遣事業について

- ①内容と実施時期及び目的
- ②派遣に至った経緯
- ③派遣対象者と人数
- ④引率者の考え方
- ⑤派遣後の取組についての考え

(2) ナガサキ原爆展と鹿児島市の戦災と復興資料・写真展の開催について

- ①内容と期間
- ②これまでの経緯
- ③目標来場者数
- ④周知広報

6 原子力防災について

(1) 川内原発差止等請求事件の判決要旨にある避難計画の実効性の記述についての下鶴市長の見解

(2) 原子力防災訓練について

- ①令和6年度と5年度の訓練内容の違いとそれぞれの目的
- ②鹿児島県原子力防災アプリについて
  - ア. ダウンロード数（県、鹿児島市、郡山地域）
  - イ. 避難訓練での活用方法
  - ウ. 今回の訓練での課題
  - エ. 今後の対策（周知広報、使用方法の説明含め）

③課題

④今後の訓練の考え方

(3) 30 キロ圏にある建築物の耐震化について

- ①耐震化の状況の把握
- ②把握されていないのであれば把握すべき
- ③対策

(4) 安定ヨウ素剤の事前配布について

- ①事前配布の条件
- ②現在の事前配布の実績
- ③事前配布の申請が進まない理由
- ④理解と周知広報に努めるべき、見解

7 武岡公園の整備について

- (1) 着工が90年間遅れた理由
- (2) 現在の土地の取得率及び令和7年度末の取得の予定
- (3) 武岡方面からの道路整備への見解
- (4) 供用開始の時期

## 8 武3丁目ののり面崩落について

- (1) 武岡墓地線の状況と事故までの経緯及び事故の状況
- (2) 令和6年12月4日の崩落事故の原因
- (3) 応急対応
- (4) 6年度の当該場所に係る施工内容と課題及び対応策
- (5) 今後の対応とスケジュール

## 9 田上小学校周辺面的整備調査検討事業について

- (1) 令和6年度の事業内容
- (2) 新川河川工事の現況
- (3) 7年度の事業内容
- (4) 土木費の大幅減額の影響
- (5) 今後のスケジュール

順序	発 言 者		答弁を求める者	
	氏 名	会 派 名	市 長 関 係 局 長	教 育 長
4	たてやま清隆	日本共産党		

発言の要旨

<p>1 市長の政治姿勢について</p> <p>(1) ロシア軍のウクライナ侵攻から3年、アメリカが棄権したロシア軍の即時撤退を求める国連総会決議に関する市長見解</p> <p>(2) 2025年度政府予算成立のために、自民・公明・維新の3党で合意した内容に対する評価</p> <p>2 下鶴市長の政治資金パーティーについて</p> <p>(1) 下鶴市長の「選挙運動費用収支報告書」について</p> <p>① 「収入の部」の「下鶴隆央後援会」からの寄附の合計額</p> <p>② 同後援会からの寄附の原資は、「鹿児島みらいネット」からの寄附が原資か</p> <p>③ 市長選挙の費用の原資は、政治資金パーティーの収入が原資であることへの見解</p> <p>(2) 本市の庁用自動車の使用目的は、公務に限られているか</p> <p>(3) 市長の公用車使用について</p> <p>① 閉庁後、令和5年に5回（4月5日、6月22日、8月25日、12月6日、12月14日）の公用車の使用目的と公務の有無</p> <p>② 6年に、同様の目的で公用車を使用した回数と月日</p> <p>(4) 「平成26年（行ウ）第117号 公金支出金返還請求事件」について</p> <p>① 事案の概要と裁判の争点</p> <p>② 市長の公用車使用について違法の有無を示した判決内容</p> <p>(5) 市長の政治資金パーティーについて</p> <p>① 政治資金の透明性が求められるとき、寄附者が可視化されない政治資金パーティーはやめるべき</p> <p>② 政治資金パーティーのために公用車を使用すべきでないが、見解</p> <p>3 国保行政について</p> <p>(1) 平成21年度の国保税率の改定理由と負担増額及び1世帯当たりの負担増額</p> <p>(2) 令和7年度の国保税率の改定内容について</p> <p>① 本市の国保税率の改定理由と改定の考え方</p> <p>② 本市の国保税率の改定内容（現行税率との増減）及び応能（所得割）と応益（均等割等）の割合</p> <p>(3) 7年度の国保税率の改定による負担増について</p> <p>① 現行税率と税率を改定した場合の国保税収の比較</p> <p>② 現行税率と税率を改定（小学生の均等割減額を含む）した場合の国保税収の比較</p> <p>③ 負担増の影響を受ける被保険者数と被保険者1人当たり及び1世帯当たりの負担増額</p> <p>④ 「給与所得を有する40歳代夫婦、中学生1人、小学生1人の子育て世帯」と「年金所得を有する65歳以上の高齢者夫婦」の所得別の現行税率と税率を改定した場合の税額の比較について</p> <p>ア. 所得「0～43万円」と100万円の所得階層</p> <p>イ. 所得700万円と800万円の所得階層</p>
--

- (4) 子どもの均等割額の減額について
  - ① 未就学児、小学生、中学生、高校生の子どもの数
  - ② 未就学児・小学生の均等割額の10分の5の減額に要する額と高校生まで減額した場合の影響額
  - ③ 減額のさらなる拡充により、子育て世帯の負担軽減を図ることへの見解
- (5) 高額療養費の見直しの影響について
  - ① 国の高額療養費の見直し内容
  - ② 7年度本市の国保特別会計予算への反映内容
  - ③ 医療費削減効果と受診控えの影響
- (6) 県が本市に示す7年度の国保事業費納付金について
  - ① 5年度から7年度の間納付金の推移と増減の要因
  - ② 5年度から7年度の間納付金の財源構成と法定外一般会計繰入金金の推移
  - ③ 7年度の法定外一般会計繰入金金の削減額とその理由
  - ④ 県は、国保財政安定化基金を取り崩して、納付金の上昇を抑制したか
- (7) 県の「第3期鹿児島県国民健康保険運営方針」と本市の対応について
  - ① 同運営方針は、市町村に実施が義務づけられている方針なのか
  - ② 法定外一般会計繰入を、10年度までに解消することは義務なのか
  - ③ 残された法定外一般会計繰入を解消するために、さらなる税率改定を検討するのか
- (8) 他市と連携した市長の県に対する財政安定化基金の活用や財政負担を求める行動の有無

#### 4 令和7年度の重度心身障害者等医療費助成事業について

- (1) 7年度のスケジュール（所得調査、受給者証の交付等）
- (2) 7年度の障害種別ごとの受給対象者数の推計（6年度との比較）
- (3) 7年度の助成件数・助成額とその増加の根拠（6年度との比較）
- (4) 所得制限の導入により対象外となる方々について
  - ① 対象者数と影響額
  - ② 受療状況の調査と意見集約
  - ③ 失業や疾病・災害等による所得減少への対応
- (5) 所得調査の同意を得られない方々について
  - ① 対象者数とその影響額
  - ② 同意を得るための今後の対応
- (6) 県に対し「所得制限の撤廃」を要請し、市独自の助成を検討すべき

#### 5 株式会社「心の家」に係る介護給付費不当利得返納金4,403万977円について

- (1) 令和6年第4回定例会後の債権回収の取組について
  - ① 特別滞納整理課への要請とその結果
  - ② 「心の家」代表取締役との応答の有無及び会社の現況
- (2) 本市の今後の対応について
  - ① 債権回収の継続及び法的措置の有無とその理由
  - ② 回収できない場合の国庫負担金等返還の要否
  - ③ 国・県及び市、被保険者への返還方法及び返還額とその原資
- (3) 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針の見直し内容について、設置者への周知徹底が図られたのか
- (4) 介護保険の保険者として「債権を回収できないこと」に対する市長の責任及び市民への説明

## 6 照国神社の大鳥居と道路占用料相当額の未払いについて

- (1) 令和6年第2回定例会後の神社側との協議の経過と現状
- (2) 他の中核市における解決事例等の調査の状況
- (3) 道路占用許可申請をしないまま市道が占用されている現況について
  - ① 道路法に基づく罰則の適用の有無とその理由
  - ② 道路占用許可申請がなされない場合の法的対応
- (4) 不当利得返還請求について
  - ① 平成26年度から令和6年度までの道路占用料相当額と平成26年度の道路占用料相当額
  - ② 支払われていない道路占用料に対する利息の算定の有無とその理由
  - ③ 返還請求権の時効によって消滅する道路占用料
- (5) 不当利得返還請求権の時効を阻止する方法の実施について
  - ① 内容証明郵便等により不当利得の返還の催告
  - ② 民事調停を申立て
  - ③ 訴訟を提起
- (6) 市長がイニシアチブを発揮し、法的措置も含めて早期解決に取り組むべき

## 7 火葬後の残骨灰の売却について

- (1) 「墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）」と過去5年間の残骨灰の「適正処理」について
  - ① 残骨灰の総量と有価物の内容及び有価物が占める割合の推移
  - ② 残骨灰等の処理業務委託の入札等の参加業者数と予算額、落札額の推移
  - ③ 墓埋法の趣旨に基づき、遺族の宗教的感情に配慮した残骨灰の処理報告
- (2) 「適正処理」から売却による「市の財源確保」への方針転換について
  - ① 墓埋法に「残骨灰の有効活用」の規定はないが、なぜ売却が可能なのか
  - ② 市民アンケート調査で「反対・どちらかといえば反対（7.6%）」の意見内容
  - ③ 残骨灰売却収入（4,500万円）の積算根拠と他都市での売却実績との比較
  - ④ 残骨灰の売却収入は、全額「斎場の利用環境向上や修繕等」に充てるのか
  - ⑤ なぜ残骨灰売却収入予算と北部斎場の式場料等の引上げを同時に提案しているのか
- (3) 本市の今後の対応について
  - ① 入札業者の要件の明確化を図るべき（残骨灰処理業務の実績、有害物質を除去できる施設の保有、最終埋葬地の保有、処理報告の義務化等）
  - ② 入札業者に対し、市民の宗教的感情を尊重し、「墓埋法」に基づく「適正処理」を求めるべき
  - ③ 残骨灰等の残留物の処分について遺族の同意を得るべき
  - ④ 残骨灰の売却収入を活用して、火葬料や式場料等を引き上げないようにするべき
- (4) 売却する対象はモノではなく、御遺灰であり、死者の尊厳を守る姿勢で臨むべき、市長の見解

## 8 市道本城大久保線の安全対策について

- (1) 令和6年第2回定例会後の通学路の安全対策の取組状況
- (2) 地元町内会の要望箇所の安全対策に対する7年度の取組内容

順序	発 言 者		答弁を求める者	
	氏 名	会 派 名	関 係 局 長	
5	大 木 ひ か る	無 所 属		

発言の要旨

<p>1 地域課題解決ビジネス支援事業補助金について</p> <p>(1) 事業の背景・目的</p> <p>(2) 対象事業者</p> <p>(3) 募集・選定方法</p> <p>(4) 具体的な補助内容</p> <p>(5) 具体的な目標</p> <p>2 カゴシマシティコレクション販路拡大事業について</p> <p>(1) 事業の背景・目的</p> <p>(2) 本サイトで取り扱う商品</p> <p>(3) 既存の民間類似サイトがある中で、本市が開設する理由</p> <p>(4) 本市既存アプリ内での運用は不可能か</p> <p>3 第3期鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画について</p> <p>(1) 目標指標の進捗状況について</p> <p>① グリーン・ツーリズム登録団体等における売上額</p> <p>② 活動組織等及びグリーンファームにおける農業体験等の延べ体験者数</p> <p>③ 農家民泊、農家民宿の受入れ家庭数</p> <p>④ SNSフォロワー数</p> <p>⑤ グリーンファームの利用者数</p> <p>(2) 基本施策「宿泊機能の強化」について</p> <p>① 農家民泊の受入れ家庭増へ向けた取組状況</p> <p>② 空き家活用の取組状況</p> <p>(3) 基本施策「体験メニュー等の高付加価値化・差別化」の取組状況</p> <p>4 マリンピア喜入について</p> <p>(1) 各施設の利用者数の推移（令和元年度～5年度）</p> <p>(2) 施設使用料収入額と指定管理料決算額の推移（元年度～5年度）</p> <p>(3) 今回の料金改定における歳入増加見込額</p> <p>(4) 施設内レストランの状況について</p> <p>① 閉店した経緯</p> <p>② 閉店から今までの利用促進の取組</p> <p>③ 今後の活用の見通し</p>
---

5	大木ひかる	無	所	属
---	-------	---	---	---

5	桜島フェリーについて
	(1) 桜島フェリー運航収益の推移（令和元年度～5年度）
	(2) 貸切船の利用状況（元年度～5年度）
	(3) 納涼船と錦江湾ナイトクルーズの乗船者数の比較
	(4) 貸切船と錦江湾ナイトクルーズの利用促進の取組
	(5) 市電では運転士異常時列車停止装置設置事業が計画されているが、フェリーで同様の事案が発生した場合の対応
6	平川動物公園について
	(1) ホワイトタイガー・カインの死亡原因と予知や予防はできなかったのか
	(2) ホッキョクグマ・ライトの移動に伴う今後の予定
	(3) ホッキョクグマ舎の今後の活用方法
	(4) 令和7年度の平川動物公園に係る歳出入額と料金改定による増収見込み
	(5) SNS集客に向けた取組
7	都市型観光の推進について
	(1) 誘客力のあるアミューズメント機能の充実に対する具体的な取組
	(2) ナイトタイムエコノミーの推進について
	① 今年度購入した照明の利用状況
	② 事業費が計上されなかった理由
	③ 今後のナイトタイムエコノミー推進についての見解
8	天文館ミリオネーションの廃止について
	(1) 本イベントの背景と目的
	(2) 本イベントの効果と検証
	(3) 電球の使い道
	(4) 本イベントに代わる、にぎわい創出事業の有無と理由
9	中心市街地にぎわい創出支援事業について
	(1) 助成対象団体の定義
	(2) これまでの取組
	(3) 事業の効果